

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 平成28年6月30日

【会社名】 兼松エンジニアリング株式会社

【英訳名】 KANEMATSU ENGINEERING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佃 維 男

【本店の所在の場所】 高知県高知市布師田3981番地7

【電話番号】 088(845)5511(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部門執行役員 中野守康

【最寄りの連絡場所】 高知県高知市布師田3981番地7

【電話番号】 088(845)5511(代表)

【事務連絡者氏名】 管理部門執行役員 中野守康

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成28年6月21日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金33円(普通配当12円、特別配当21円) 総額183,439,938円

2 効力発生日

平成28年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

1 自己の株式の取得について

資本政策を機動的に遂行することが可能となるようにするため、会社法第165条第2項の規定より取締役会の決議によって自己株式の買い受けを行うことができる旨を新設するものであります。

2 取締役との責任限定契約について

適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

3 監査役との責任限定契約について

監査役として有用な人材の登用を可能にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、責任限定契約に関する規定を変更するものであります。

4 上記の各変更に伴い条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役5名選任の件

佃維男、山本琴一、柳井仁司、西岡啓二郎及び清金慎治を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

中村修身、平井雄一及び筒井康賢を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	29,715	12		(注)1	可決 76.19
第2号議案 定款一部変更の件	28,836	891		(注)2	可決 73.93
第3号議案 取締役5名選任の件					
佃 維男	29,699	28		(注)3	可決 76.15
山本 琴一	29,699	28			可決 76.15
柳井 仁司	29,699	28			可決 76.15
西岡 啓二郎	28,800	927			可決 73.84
清金 慎治	29,695	32			可決 76.14
第4号議案 監査役3名選任の件					
中村 修身	29,598	129		(注)4	可決 75.89
平井 雄一	28,772	955			可決 73.77
筒井 康賢	29,684	43			可決 76.11

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 2 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。
- 3 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 4 議決権行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
- 5 賛成割合の計算方法は次のとおりであります。
本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分及び当日出席の全ての株主分）に対する、事前行使分及び当日出席株主のうち、各議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の割合であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。